

2010年6月29日
JPOPM18

JPNICにおけるポリシー施行ステータス

□JPNIC IP事業部 奥谷泉

JPNICへのポリシー実装勧告と検討結果

017-01 IPv6申請手続き簡素化提案への対応について	勧告通り実装 <u>2010年7月26日より施行予定</u>
017-02 RIRで施行されたポリシーをNIRで実装する為の手続きの変更について	勧告通り実装 <u>2010年7月26日より施行予定</u>
017-03 JPNIC 管理下にあるIPv4アドレスの移転提案	継続検討

すべてJPOPM17(2009年11月)で
コンセンサスが得られた提案です

IPv6申請手続き簡素化提案への対応について

□ 概要

- JPNICからIPv4アドレスの割り振り・PI割り当てを受けている組織は、希望の意思表示を行えば最小単位のIPv6アドレスの分配を受けることが認められる

□ 目的

- IPv6の申請手続きを簡素化することで、IPv4ネットワークが移行に必要なIPv6の取得において、負荷と障壁を最低限に留める
- 本ポリシーの実装とあわせて、IPv6への移行の必要性をレジストリとして周知する機会につなげる

JPOPM17での議論

- APNICで提案・施行が決定しており、国内での施行はJPNICの判断に委ねられるため、JPOPMで提案を行い、JPコミュニティのコンセンサスを確認

- APNICでの提案の背景は以下の通り
 - IPv4在庫枯渇に向けて、IPv6の実装が十分に進んでおらず、レジストリとしてできる対策は必要
 - IPv6の取得には困難/負荷が高いとの誤解から、IPv6アドレスの申請を行わない組織が地域内に少なくない

- JPOPMでは申請上の大きな問題は確認されなかったが「APNIC地域と統一した基準で分配を受けられる状態であることが望ましい」として支持された

IPv6申請手続き簡素化提案への対応について

□ 実装概要

- IPv6アドレスポリシーに以下の分配基準を追記
 - JPNICからIPv4の分配を受けている組織に、IPv4アドレスの種類に応じ、以下のIPv6アドレスの分配を認める
 - IPv4の割り振り → /32のIPv6割り振り
 - IPv4のPI割り当て(*) → /48のIPv6PI割り当て
- 当該ポリシーに基づいた申請は、既存のウェブ申請システムのフォームに必須項目を記入する形式
- 対象者には個別に電子メールでも手続き簡素化を周知

費用対効果を考慮し、既存のシステムで簡素化する方法を採用

(*) 歴史的PIアドレスは対象外

RIRで施行されたポリシーをNIRで実装する為の 手続きの変更について

□ 概要

- APNICで決定されたポリシーのうち、NIRで施行判断できる提案についても、他の提案同様、JPNIC以外のコミュニティメンバーも提案可能と定義する
 - 現在はJPNICが実装検討のうえ、提案すると定義されている

□ 目的

- JPNICの実装検討を待たずにフォーラムとしての意思決定を早期に実施
- 他の提案同様、誰でも提案可能であることを明確にする

JPOPM17での議論

- 提案が任意となることにより、APNICでの決定事項について誰も提案せず、JPOPMで議論されない可能性もあるため、漏れなくJPOPMで議論されるようにしてほしいとの要望も提示された
- プロセス上、今後改善の余地はあるが、上記の課題は当面ポリシーWGで運用上、対応することが確認されている

RIRで施行されたポリシーをNIRで実装する為の 手続きの変更について

□ 実装内容

- 以下のプロセスを「JPNICにおけるIPアドレスポリシー策定プロセス」文書上反映
 - APNICの決定事項のうちJPNICで実装の有無の判断が選択できるものについては、IPアドレスコミュニティのコンセンサスに基づきJPNICへの実装の勧告を必要とする
 - 提案は、JPNICも含め、IPアドレスコミュニティの誰からでも行うことが可能

参考: JPNICにおけるIPアドレスポリシー 策定プロセス

□ 現在: APNICでの決定事項

JPNICが判断を行ってよいもの

JPNICがAPNICの決定事項に関し実装検討を行い、IPアドレスコミュニティの一員としてオープンポリシーフォーラムに提案を行います。

□ 改定後: APNICでの決定事項

JPNICが判断を行ってよいもの

APNICの決定事項のうちJPNICで実装の有無の判断が選択できるものについては、IPアドレスコミュニティのコンセンサスに基づきJPNICへの実装の勧告が必要となります。必要なコンセンサスを得る為の提案は、JPNICも含め、IPアドレスコミュニティの誰からでも行うことが可能です。

JPNIC 管理下にあるIPv4アドレスの移転提案

□ 概要

- JPNICと直接契約関係にある組織間、または当該組織および APNICアカウントホルダー間のIPv4アドレスの移転を認める
- 在庫枯渇前は移転時に審議あり、在庫枯渇後は審議なし
- 最小移転単位は/24

□ 目的

- アドレス移転を認め、データベース更新を促すことによるレジストリデータベースにおける正しい登録情報の維持
- 在庫枯渇後、IPv6への完全移行までのIPv4アドレスの供給手段の提供

□ 検討状況

- 移転提案の目的、概要、国内外のフォーラムでの議論、想定される影響範囲等を整理のうえ、理事会にて検討中

Q&A

